

幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き 特例に関する検討会議（第3回）における議論の論点

（最低在職年数について）

- 保育所が幼保連携型認定こども園に移行するためには、非常勤で勤務している保育士も、幼稚園教諭の免許状・保育士資格の併有が求められることを考えると、できるだけ要件は低い方がよいと思う一方、教員としての質を担保するためには、一定期間、保育士としての勤務をしながら実力をつけていくことも必要であり、実務経験3年、かつ4,320時間という要件は適当ではないか。

（勤務経験を評価する施設等の範囲）

※小学校や放課後児童クラブにおける勤務経験も対象とするか

- 本特例は、あくまでも特例として免許状取得要件を下げるものであり、適用対象は必要かつ最低限とする必要がある。
また、幼保連携型認定こども園における保育教諭の質の確保の観点からは、これまで議論をしてきた①保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること、②小学校就学前の幼児を対象としていること、③一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること、④行政監督（許認可等）の仕組みがあること、というメルクマールは外せない要件であり、人事交流等の背景事情を考慮して対象施設を広げるとは適当ではない。
- 教職課程の質の維持・向上に向けて課程認定を厳格化している中では、特例の要件の検討にあたっては、上記メルクマールは大原則とするべき。対象施設の範囲を必要以上に広げることは適当ではない。
- 特例期間は5年間あるため、雇用者において人事配置等の工夫をしていただく余地があると思う。

（大学等で修得を要する内容及び単位数）

※単位数について

- 幼稚園教諭免許状の特例と保育士資格の特例の単位数が同じであることを大原則とした上で、（保育教諭の質の確保を図りつつも）本特例の趣旨も踏まえるならば、できるだけ負担感を減らすことが極めて重要。現職の保育士が、1年で確実に資格を取得できるようにするため、8単位の範囲内で深く学ぶことができるようなプログラムが望ましい。

※学ぶべき内容について

- 保育の質が高まる中に、「教育」がしっかりと入ってくるのが重要。そのために、「教育とは何か」ということや、様々な教育方法等についてしっかりと抑えられるような科目を履修することが重要。
- 学校には自己評価が義務づけられており、学校関係者評価の努力義務も課されている。このような学校教育として制度的な位置付けについてはきちっと学ぶことが必要。
- 学校教育としてのカリキュラムの体系性や指導法について学ぶことが必要。
- 相談業務は、日々の保育士の業務の中で身に付けているが、幼児理解については、保育記録をとることなどを通じ、適切な評価について学ぶことも含まれるため、改めて学ぶことは重要。